

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの
第一期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について

東京都産業労働局

はじめに

本報告書は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の第一期中期目標期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）が終了したことを受けて、設立団体である東京都が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 31 条に基づき実施した、都産技研の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討内容を取りまとめたものである。

なお、今回の検討に先立ち、これまでも以下の取組によって、法人の組織・業務全般にわたる検討を実質的に行ってきたところである。

（平成 21 年度） 第二期中期目標の策定に当たり、中期目標期間における業務実績評価（中期目標期間評価）に準じた、第一期中期目標期間が終了する前の予備的な業務実績評価（事前評価）を実施

（平成 22 年度） 第二期中期目標の策定に当たり、東京都の関係部署との協議及び行政改革推進委員会の審議による局横断的な検討・検証を実施、第二期中期目標に反映

以下、これらの事前の取組や成果を踏まえつつ、その後に発生した要素や条件の変更及び法第 30 条に基づく中期目標期間評価の結果を反映させ、「今後の都産技研の業務の継続の必要性」という視点に立って、改めて組織・業務全般について整理する。

第 1 都産技研の第一期中期目標期間の業務運営について

1 事務及び事業のあり方について

（1）都産技研が実施する業務の必要性・有効性

ア 都産技研の業務内容

都産技研は、平成 18 年 4 月 1 日に、東京都の組織であった「東京都立産業技術研究所」の組織・業務を引き継ぐ「移行型一般地方独立行政法人」として設立された。

都産技研の設立目的は、定款において「産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与すること」と定められている。また、業務の内容は、業務方法書において以下のとおりとなっている。

- ・ 産業技術に係る試験
- ・ 産業技術に係る研究及び調査、共同研究、研究等の受託
- ・ 産業技術に係る普及、相談及び支援
- ・ 試験機器等の設備及び施設の提供（貸付け）
- ・ 安全管理、施設及び設備の維持管理等、上記の業務に附帯する業務

具体的な事業内容は、以下のとおりである。

(法人化前から実施している事業)

- ・ 依頼試験
- ・ 技術相談、実地技術支援
- ・ 機器利用
- ・ 基盤研究、共同研究、外部資金導入研究、受託研究
- ・ 技術セミナー、講習会
- ・ 産学公連携コーディネータ、異業種交流支援、業種別交流会、技術研究会
- ・ 知的財産使用許諾、技術審査など技術経営支援
- ・ 成果発表、情報提供など情報発信

(法人化後に開始した事業)

- ・ オーダーメイド試験（J I S等の規定にない企業個別のニーズに応じた分析・評価）
- ・ オーダーメイドセミナー（企業や業界団体等の個別のニーズに応じたセミナー）
- ・ オーダーメイド開発支援（製品化のための設計・試作・評価などの技術支援）
- ・ 製品開発支援ラボの貸出し

なお、依頼試験・技術相談・機器利用などの技術支援業務と研究業務は、相互に深く関連していることから、両者の業務を分離せず、技術分野で分けた複数の組織（研究グループ等）内で両業務を担当している。

こうした体制は、依頼試験・機器利用を、単なる定型的な請負業務や設備貸出業務としてではなく、中小企業が抱えている課題の解決につながるような実効性のある技術支援としていくために採用しているものであり、これにより研究業務によって得られた新技術の蓄積が、新たな依頼試験・試験機器の導入をはじめ、製品開発支援、技術セミナー、企業との共同研究などの取組に活かされている。

イ 都内中小企業を取り巻く社会経済情勢

都内中小企業は、機動的な経営や高い技術力を駆使して創造性を発揮し、また、就業機会を創出することによって、東京の産業活力の維持向上に重要な役割を果たしてきた。しかし、経済のグローバル化の進展や新興国の台頭による市場競争の激化、少子高齢化による労働力人口の減少への懸念など、厳しい経営環境に直面している。

こうした状況を打開するには、中小企業の海外市場への展開なども見据え、高付加価値化を実現する新製品・新技術の開発や新事業・新産業の創出を促し、産業の国際競争力を強化することが一層重要となっている。

また、東京の産業構造に占めるサービス産業の割合が高まり、この分野の経済活動の重要性が年々増大していることから、新サービスの開発や生産性向上などサービス産業におけるイノベーションを加速させることが必要となっている。

東京都では、こうした社会経済情勢を踏まえて、今後の成長性や波及効果、集積の現状などからイノベーションが期待される産業として、

- ・大都市の課題を解決する産業（健康関連、環境関連、危機管理）
- ・東京の情報発信力を高める産業（コンテンツ、ファッション）
- ・都内中小企業の高度技術を活用した産業（航空機関連、情報家電、ロボット）

を重点産業と位置づけ、これらの産業の育成に当たっては、製造業とサービス業の融合が進み相互連関が強まっている状況から、関連産業を幅広く包含したトータルな「産業」を対象とするという戦略を掲げている。（「東京都産業振興基本戦略」平成 19 年 3 月）

加えて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、被災地における産業に壊滅的被害をもたらすとともに、福島第一原子力発電所の事故による電力需要の抑制や放射能の風評被害など、大震災の影響は都民生活や都内経済をはじめ日本全体に及んでいる。今回の大震災からの復興は相当の長期化を余儀なくされると考えられるが、同時に都民生活の安全・安心の向上、産業の再生、エネルギー多量消費型社会からの転換などの課題に対する取組の強化が望まれている。

こうした取組には産業技術の活用が不可欠であり、都内中小企業の優れた技術力によって産業復興や省エネルギー技術の開発が推進されるよう、技術開発に挑む中小企業への一層の支援が必要である。

ウ 都立試験研究機関の必要性

東京都が平成 19 年度に行った都産技研の中小企業技術支援ニーズに関する調査によると、都内中小企業が都産技研に求める支援策として、「技術的課題に関する相談対応・アドバイス」「製品の評価や検査の引受け」「セミナー等での最新の技術情報の提供」「自社で保有しない機器の開放利用」が上位に挙げられている。

技術相談、依頼試験、機器利用について、第一期中期計画での目標値及び実績は以下のとおりであり、実際に中小企業からの高い支援ニーズがあることが裏付けられる。

主要事業の中期計画目標値及び実績

（単位：件）

	中期計画目標 （最終年度）	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
技術相談	70,000 以上	76,184	81,154	78,355	85,238	91,978
依頼試験	85,000 以上	81,727	96,288	100,842	100,482	99,629
機器利用	30,000 以上	32,338	37,024	37,097	37,964	43,760

都産技研で実施している依頼試験や機器利用のサービス項目の中には、民間の検査機関等で実施しているものも存在する。しかし、都産技研を民間機関と比較した場合、公設機関であることによる低廉な料金や検査の信頼性という特徴に加えて、試験データの解析結

果に基づくアドバイスや機器の操作講習、製品開発に向けた技術課題の解決など、きめの細かい技術支援を併せて実施しているという点が、大きな違いとなっている。

また、多額の設備投資が必要となる大型・特殊な試験施設や最新鋭の分析・加工機器を整備することは、経営効率が悪く採算を取ることが困難なため、こうした設備を使った技術支援を中小企業に提供することは、公的機関でなければ行うことができない。

次に、都立以外の公的な試験研究機関との棲み分けについて検証する。

国が設立した機関で都産技研の業務と関連が深い団体として、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）がある。ただし、産総研の設立目的は、地方独立行政法人産業技術総合研究所法により、「鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。」と定められており、都産技研とは異なり中小企業振興を主目的としているわけではない。また、都内にある産総研の地域拠点である臨海副都心センターは、主にバイオテクノロジーとITの融合領域に力点を置いた最先端の研究開発を行っており、依頼試験等の中小企業向けの技術支援業務は行っていない。

中小企業振興の観点からは、産総研は中期計画において、地方自治体の公設試験研究機関等との連携によって中小企業への技術支援・人材育成の強化を推進することとしており、都産技研とは補完関係にある。都産技研と産総研は、公設試験研究機関と産総研との協力関係を強化するための「産業技術連携推進会議」における事業協力のほか、個別に連携協定を締結し、両機関の研究シーズや機能、保有する装置・技術を補完する形で、先端産業技術分野での地域産業への貢献と人材育成に取り組むこととしている。

区市町村による中小企業への技術支援の状況としては、墨田区など一部の自治体で汎用性のある試験機器を備えた支援施設を設置している例が見られるものの、都産技研で取り揃えている高額な試験機器や専門技術職員については、区市町村単位で独自に整備するよりも東京都がまとめて整備する方が、財政的にも人材確保の面でも効率的である。

こうしたことから、中小企業の新製品・新技術開発を促進するための支援機関として、都立の試験研究機関は重要な存在意義を有していると言える。

東京の産業活性化を図っていく上で、都内中小企業の技術力を高めつつ、より付加価値の高い「売れる製品」、都民生活の向上に寄与する新製品・新サービスの開発を促進することが重要となる。こうした中小企業の活動を促進していくために、都産技研が担う研究開発と技術支援の役割は、ますます重要なものになっていくと考えられる。ただし、その役割を担っていく上で、グローバル化の進展を背景に都内の産業動向も変化し続けていることから、都産技研が重点的に取り組む技術分野や支援体制について不断の見直しを行っていくことが重要である。

（２）法人の組織の必要性・有効性

ア 都産技研の沿革

都産技研は、都立の複数の試験研究機関等を再編統合した結果、現在の組織となった。

昭和 45 年 東京都立工業奨励館と東京都電気研究所を統合し、東京都立工業技術センターを設立

平成 9 年 東京都立工業技術センターと東京都立アイソトープ総合研究所を統合し、東京都立産業技術研究所として発足

平成 12 年 東京都立繊維工業試験場を統合

平成 18 年 城東地域中小企業振興センター、城南地域中小企業振興センター、多摩中小企業振興センターの技術支援部門を統合

こうした組織統合の経緯から、平成 18 年 4 月の法人化時点の都産技研の組織構成は、西が丘本部（旧工業技術センター）、駒沢支所（旧アイソトープ総合研究所）、八王子支所（旧繊維工業試験場）、墨田支所（旧繊維工業試験場江東分場を移転整備）、城東支所・城南支所・多摩支所（旧中小企業振興センターの技術支援部門）の 1 本部・6 支所となった。しかし、施設の分散による事業執行の非効率性、施設・機器の老朽化、暫定施設である多摩支所における技術支援業務の制約、という課題が懸案となっていた。

イ 産業支援拠点の再整備

平成 16 年 5 月に出された「東京都中小企業振興対策審議会答申」において、グローバル化時代のものづくり産業を支援するために、区部と多摩地域の特性を活かした「二眼レフの産業創造拠点の整備」をすべきという提言がなされた。これを受け、東京都では都産技研の組織のあり方も含めた都内の産業支援機関のあり方について検討を行い、平成 18 年 4 月に「東京都の産業支援体制の再整備に係る基本構想」を策定した。

基本構想の概要は、以下のとおりである。

- ・区部産業支援拠点 …都産技研西が丘本部と駒沢支所を統合し、臨海副都心（江東区青海）に移転・整備するとともに、技術支援機能を拡充
- ・多摩産業支援拠点 …多摩中小企業振興センター（都産技研多摩支所、財団法人東京都中小企業振興公社多摩支社）と都産技研八王子支所を統合し、昭島市に移転・整備するとともに、技術・経営支援機能を拡充

この構想に基づき、まず平成 22 年 2 月に多摩産業支援拠点として「産業サポートスクエア・TAMA」を開設し、その中に、都産技研の多摩支所と八王子支所を再編した「多摩テクノプラザ」を整備した。また、平成 23 年 10 月 3 日に区部産業支援拠点となる都産技研の新たな本部を開設する予定であり、この一連の再整備事業が完了した後の都産技研の組織構成は、1 本部・1 拠点（多摩テクノプラザ）・3 支所（城東・城南・墨田）となる。

多摩テクノプラザ及び3支所は、本部との一定の機能分担のもとで都内各地域の産業特性に応じたきめ細かい支援を行うために、以下の機能を備えている。

- ・多摩テクノプラザ …多摩地域の開発型ものづくり産業を支える拠点として、本部に準じた基盤技術支援機能のほか、電磁環境（EMC）試験及び繊維製品の企画から試作までの一貫支援に対応
- ・城東支所 …城東地域の産業特性に対応した、機械加工、電子・電気、化学分析、デザイン、高速造形などの技術支援
- ・城南支所 …城南地域の産業特性に対応した、電気・磁気、化学分析、非破壊検査、高速造形などの技術支援
- ・墨田支所 …墨田区等におけるファッション産業の集積に対応した、繊維製品や繊維材料の性能評価、アパレル企画などの技術支援

なお、多摩テクノプラザ、城東支所、城南支所は、中小企業への経営支援を行う公益財団法人東京都中小企業振興公社の各支社に併設しており、それぞれの機能が相互に連携し技術と経営の両面からの支援を提供するという役割を果たしている。

ウ 東京の産業集積の地域特性

東京都内には、歴史的経緯や地理的条件から、各地域に特色ある産業集積が形成されている。特徴的な産業集積としては、「都心・副都心地域」における印刷業の集積、「城東地域」における衣服関係や皮革製品・玩具等の繊維・雑貨関係業種の集積、「城南地域」における金属製品や機械器具製造業の集積、「城北地域」における印刷業や精密機械製造業の集積を挙げることができる。

多摩地域は、製造業事業所数は都内の2割程度であり区部に比べて集積密度は低いが、製造品出荷額等は5割を超えており、都内のものづくり産業の集積地域としての重みは大きい。業種面では、電子部品・デバイス・電子回路や情報通信機械器具、電気機械器具製造業などの電気機械系の割合が高いという特色がある。また、大企業の開発部門から独立した開発型企业が多く存在するという特徴がある。

エ まとめ

中小企業への技術支援体制のあり方を検討するに当たり、施設を分散配置することによるメリット（利用企業の利便性）とデメリット（施設・機器の整備等に要するコスト増、人材の分散）を比較考量する必要がある。

東京都内には、上記のように各地域に特色ある産業集積が形成されており、都産技研が本部1箇所のみでは、都内全域の中小企業にきめ細かな支援を提供することが困難である。こうしたことから、産業集積の状況と地域特性を踏まえて策定した「東京都の産業支援体制の再整備に係る基本構想」に基づく、1本部・1拠点・3支所という都産技研の組織構成が、現状において最も効果的な支援体制であると言える。

（３）地方独立行政法人化に伴う財政効果

東京都は都産技研に対して、一定のインセンティブを付与して弾力的かつ効率的な運営を促すために、地方独立行政法人法に基づき運営費交付金を、用途を特定しない「渡しきりの交付金」として交付し、経営努力の結果生み出した利益について翌事業年度に繰り越すことを認めている。その一方で、明確な目標管理のもとで効率的な予算執行を促すために、運営費交付金の毎年度の削減率を中期目標で定めている。

第一期中期目標においては、経常的な経費の財源である標準運営費交付金について、毎年度平均１％の財政運営の効率化を行うこととした。この方針に基づき、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて、標準運営費交付金（効率化係数対象及びデザインセンター事業）を 4,410 百万円から 4,237 百万円へ 173 百万円の削減を行った。

なお、第一期中期目標期間における都産技研の運営に対して、東京都からは年間 48～58 億円の行政サービス実施コストを投入している。一方で、事業効果を推計するために、都産技研が利用企業に対して行ったアンケート調査の結果に基づき、利用企業全体の経済効果（売上増加等）を試算した結果は、205～268 億円となっている。これは、あくまでも粗い試算であるが、この直接効果からさらに誘発される間接波及効果も考慮すると、行政コストに比べて大きな経済波及効果を生み出していると言することができる。

２ 地方独立行政法人の運営形態の適切性

（１）業務運営の適切性

東京都では、これまでに行政改革の取組として、都が設置した試験研究機関の活性化を図るべく、試験研究機関のあり方や新たな運営形態などの検討を進めてきた（「都庁改革アクションプラン」平成 12 年 12 月、「第二次都庁改革アクションプラン」平成 15 年 11 月）。

都産技研の地方独立行政法人化は、こうした行政改革の一環として、財務会計制度や人事制度の面で企業ニーズや技術進歩への柔軟かつスピーディな対応に限界がある行政組織から試験研究機関を切り離し、自律的運営に委ねることで、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保し、行政サービスを向上させることを目的として行ったものである。

都産技研では法人化した後、予算や利用料金を柔軟に設定できる特徴を最大限に活かして、技術支援業務の中心である依頼試験及び機器利用について、利用者のニーズ調査等に基づき新たな試験機器を導入するとともに、適正な原価計算と統一的な中小企業向けの減額ルールに則って料金を設定することで、適時適切に新規サービス項目の追加を行っている。

この他、地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務改革の取組としては、企業の個別の要望に応じたサービスを提供する「オーダーメイド試験」「オーダーメイドセミナー」「オーダーメイド開発支援」事業を挙げることができる。また、平成 20 年秋以降の経済不況の影響によって厳しい経営状況にある都内中小企業に対して、「経済不況対応緊急技術支援」として依頼試験・機器利用等の料金の 50％減額や無料セミナーを実施するとともに、社会経済情勢を見極めて機動的に減額期間の延長を行った。

さらに、利用者の利便性の向上を図る取組として、銀行やコンビニエンスストア、クレジットカードでの料金納付や、成績証明書の郵送サービスを行っている。

これらの取組は、いずれも都の直営組織では実施することができない、地方独立行政法人のメリットを活かした法人独自のサービスであり、法人化したことによる効果は高い。

今後の課題としては、都産技研は、前述のとおり中期計画の目標値を超える高い事業実績を上げているが、限られた経営資源を有効に活用して今後とも質の高いサービスを継続的に提供していくためには、事業ごとに投入した経営資源と事業効果の検証を行い、他の試験研究機関と連携した効率的な支援を進めるなど、技術支援事業と研究開発事業のバランスを図っていく必要がある。

（２）財政運営の健全性

都産技研では、収支予算を柔軟に執行することができる地方独立行政法人制度の特徴を活かして、提案公募型研究など外部資金の積極的な獲得や、依頼試験等のニーズの増加に対して迅速に実施体制を整備するなど、事業動向の変化に即応した機動的な業務運営を行っている。また、適切な資金管理による預金利息収入の確保（５年間合計 21 百万円）や、不用品・有価物の売却などの増収努力にも取り組んでいる。

こうした取組による自己収入の増と、定型的業務のアウトソーシングや契約事務の改善など業務の効率的執行による経費削減の結果、平成 18 年度から平成 21 年度までの累計で 870 百万円の利益を計上した。これらの経営努力による利益は目的積立金として積み立て、情報システムの整備や城南支所の機器の更新など、計画的な事業運営のために 466 百万円を活用した。

このように、法人化によって都の財務会計制度ではできない柔軟な経営が可能となり、経営努力が促された結果、財政運営の健全性は高まった。

第一期中期目標期間の自己収入予算額及び決算額 （単位：百万円）

	中期計画予算	決算	決算－予算
自己収入 計	3, 294	4, 740	1, 446
事業収入 （注 1）	1, 688	2, 020	332
補助金収入 （注 2）	62	56	△ 6
外部資金研究費等	425	1, 458	1, 033
地域結集型研究開発プログラム	（ ― ）	743	（ 743）
その他外部資金	（ 425）	715	（ 290）
その他収入	1. 119	1, 206	87
都建物維持管理受託料	（1, 111）	（1, 164）	（ 53）
預金利息、雑益等	（ 8）	（ 42）	（ 34）

（注 1） 事業収入は試験手数料、機器使用料、セミナー受講料、技術審査料など

（注 2） 補助金収入は自転車等機械工業振興事業補助金

（３）適切な運営体制の確保

都産技研は、非公務員型の一般地方独立行政法人として設立した。しかし、設立当初は法人固有職員のみで必要な人員を確保することができず、業務の継続性を保ちながら円滑に法人化を進めるために、研究部門の一部と内部管理部門には東京都からの職員派遣で補充し、順次固有職員を増やしていった。

研究職員の任用形態としては、任期の定めのない一般型研究員のほか、高度な知識・経験を活かした即戦力となる人材を確保するために、任期付研究員制度を設けている。法人化後は、年間を通して随時、任期付研究員の募集・採用選考を行う事で、研究業務の動向や欠員状況に応じた必要な人材の確保を図っている。また、３年の任期が終了する際に、希望者については一般型研究員への切り替え選考を改めて行うことで、優秀な職員を確保している。こうした取組によって、第一期中期目標期間終了後の平成 23 年 4 月 1 日時点で、研究職員の都派遣を解消し全て固有職員となった。

また、事務職員についても、任期付事務員制度を設けて計画的な採用を行うとともに、任期の定めのない職員への切り替え選考制度や昇任制度を整備し、必要な人材の確保・育成を進めた結果、平成 23 年 4 月 1 日時点で約半数が固有職員となっている。

今後も、自律的運営に努めるとともに、産業動向の変化や技術革新を踏まえ、中長期的視点に立って計画的に固有職員の確保と育成を行っていくことが必要である。また、内部管理部門の都派遣職員については、設立団体である東京都が責任を持って派遣する必要のあるポストや職種を除き、固有職員の育成状況を勘案し、段階的に派遣の縮小を進めていく必要がある。

（４）まとめ

都産技研の第一期中期目標期間の取組を検証すると、地方独立行政法人に移行したことによって、業務運営・財政運営の弾力化・効率化による行政サービスの向上が十分図られているとすることができる。都の直営組織では、こうした柔軟な業務運営を行なうことができないことから、都産技研の運営形態は、地方独立行政法人の形態を継続することが適切である。

その上で、第二期中期目標期間の運営面での課題を挙げると、地方独立行政法人のメリットを十分に活かした質の高いサービスを継続的に提供できる体制を確保することである。そのためには、的確な経営分析に基づく経営資源の最適配分による質の高いサービスの提供と、中長期的視点に立った職員の計画的な確保・育成が必要とされる。

第2 第一期中期目標期間の法人の業務実績評価（中期目標期間評価結果）

都産技研の中期目標期間の業務実績については、法第30条に基づき、知事の附属機関である東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を受けることとなっている。

評価委員会では、都産技研から提出された業務実績報告書をもとに都産技研からのヒアリングを実施し、評価を「項目別評価」と「全体評価」により実施した。

1 項目別評価の概要

項目別評価は、中期計画の達成状況及び成果について、28区分の項目ごとに、以下の5段階の評語に基づいて行われた。

評価S	中期目標の達成状況が極めて良好である。
評価A	中期目標の達成状況が良好である。
評価B	中期目標の達成状況が概ね良好である。
評価C	中期目標の達成状況がやや不十分である。
評価D	中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である。

評価の結果は、評価Sは「デザインセンター」「機器利用サービス」「依頼試験」「外部資金導入研究・調査」の4項目、評価Aは「技術相談」「知的財産権の取得及び活用の促進」「基盤研究」「技術セミナー・講習会」「業務運営の効率化と経費節減」などの12項目、評価Bは「製品開発支援ラボ」「産学公連携の取組」「共同研究」などの12項目であった。なお、評価C及び評価Dの評価を受けた項目はなかった。

2 全体評価の概要

上記の項目別評価を踏まえつつ、中期計画の達成度、事業活動による成果の状況、業務運営・財務面を含めた都産技研の業務全体の状況について、都産技研の設立目的に照らし総合的な視点から評価した結果、第一期中期計画の実施状況から見て業務全体が優れた達成状況にあると評価された。

第一期の業務運営を総括した総評は、以下のとおりである。

- ・製品化支援、依頼試験、技術相談、セミナーなどの中小企業への技術支援は、極めて順調に業績を伸ばし中期計画を上回る業務実績をあげた。
- ・地方独立行政法人化の利点を活かし、ニーズに即した支援メニューを迅速かつ柔軟に立ち上げるなど、機動力ある業務運営を展開してきたことは特筆に値する。
- ・研究事業においては、外部の競争的資金の獲得や特許出願件数が中期計画を大きく上回っており、研究の質の向上や実力の蓄積が進んでいる。
- ・多摩テクノプラザについては、多摩地域の産業特性を踏まえた機器整備やセミナーの開催等の取組に加え、広報活動などにより広く周知され、利用者の急進に繋がっている。

また、第二期の事業運営に向けて、評価委員会から以下の意見を得た。

- ・新たな本部の開設を契機に、より一層のサービス向上に取り組むなど、さらにステップアップした業務運営を行っていくことを大いに期待する。
- ・法人経営の面からは、限られた経営資源を有効活用しつつ、バランスのとれた業務マネジメントを行うとともに、より「現場力」の強い組織を作り上げていくことを期待する。

第3 第一期中期目標期間の総括と今後の法人のあり方

これまでの検討の結果をまとめると、以下のとおりである。

- ・都産技研が行っている業務は、引き続き都立の試験研究機関において実施することが必要
- ・組織構成は、再整備事業が完了した後の1本部・1拠点・3支所の体制が効率的かつ効果的
- ・運営形態は、地方独立行政法人の形態を継続することが適切

また、評価委員会からは、第一期中期目標期間の業務について、中期計画の実施状況から見て業務全体が優れた達成状況にあるとの評価を受け、運営については、地方独立行政法人化の利点を活かした機動力のある業務運営を展開しているとの意見を得た。

これらの結果を踏まえると、第一期中期目標期間が終了した現時点においては、都産技研の業務内容、組織構成、事業規模、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断されるため、法第31条第1項に規定する「所要の措置」を講ずる必要性は認められない。

なお、今後の事業展開に当たっては、都内中小企業を取り巻く社会経済情勢を踏まえて、中小企業の事業化支援による国際競争力の強化、大都市課題の解決や都民生活の向上に寄与する産業分野の育成、中小企業のイノベーションを担う技術者の育成に向けた取組を強化していく必要がある。また、法人運営面においては、将来にわたって業務の方向性を見据えた計画的な組織運営や、危機管理対策・環境配慮などの取組の一層の推進が求められる。

こうした今後の課題については、東京都が平成22年10月に策定した第二期中期目標において基本的考え方として設定したところであるが、現時点の状況に照らして改めて再検証した結果においても、既定の第二期中期目標を変更すべき特段の事情は認められない。

都産技研においては、東京都が指示した第二期中期目標に基づき着実に業務運営を行うとともに、今後とも社会経済情勢の変化に機動的に対応し、より高い業務実績を目指すことが期待される。